

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第3回所沢市上下水道事業運営審議会	
開 催 日 時	令和3年11月25日(木) 午後2時00分から午後3時15分まで	
開 催 場 所	上下水道局庁舎3階 大会議室	
出 席 者 の 氏 名	大島 良夫、越阪部 眞、小野寺 貴郎、金子 修三、北野 大、 高橋 廣成、長谷川 麻衣、本田 静香、吉田 しずえ(50音順)	
欠 席 者 の 氏 名	柿木 薫	
説 明 者 の 職 ・ 氏 名		
議 題	(1) 北秋津・上安松及び若松町地区の受益者負担金に係る単位負担 金額の設定について (2) その他	
会 議 資 料	令和3年度 第3回所沢市上下水道事業運営審議会次第 令和3年度 所沢市上下水道事業運営審議会委員名簿 令和3年度 第3回所沢市上下水道事業運営審議会会場図 資料3-1 質問・意見書	
担 当 部 課 名	上下水道局長 北田 裕司 上下水道局次長 磯 稔 上下水道局水道建設担当参事 松山 幹明 上下水道局下水道整備担当参事 根岸 清 上下水道局総務課長 山下 哲 上下水道局経営課長 田島 幸雄 上下水道局窓口サービス課長 細田 和彦 上下水道局給水管理課長 村田 孝之 上下水道局下水道維持課長 岩崎 幸司 上下水道局給水管理課副主幹 前田 亘一 上下水道局下水道維持課副主幹 粕谷 憲之 上下水道局下水道整備課主査 井上 直樹 上下水道局下水道整備課主査 田村 真一 (事務局) 上下水道局経営課主幹 細淵 健 上下水道局経営課副主幹 東 和秀 上下水道局経営課主査 宮坂 利幸 上下水道局経営課主任 西久保 彩香 電話 04(2921)1087	

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1. 開会（事務局により進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶（北野会長） ・会議資料の確認 ・出席状況の確認、会議の成立の報告 <p>2. 議事の手続き（北野会長により進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴希望者の確認（希望者なし） <p>3. 議事（北野会長により進行）</p> <p>（1）北秋津・上安松及び若松町地区の受益者負担金に係る単位負担金額の設定について</p>
会長	<p>議事（1）の概要について説明していただきたい。</p>
経営課長	<p>資料3-1（質問・意見書）のうち、1ページの通し番号1から5ページの通し番号5までが議事（1）の資料となる。なお、5ページの通し番号6から6ページの7以降については、議事（2）で説明する。</p>
会長	<p>それでは、5つの質問・意見に対して事務局から一つずつ説明いただき、委員の皆様と議論を深めることとしたい。まずは、通し番号1に対する回答について説明していただきたい。</p>
下水道維持課長	<p>資料3-1の1ページをご覧いただきたい。負担率16.4%は第4期事業の値とのことで、第4期から25年経過する状況の中で負担率を判断するには、そもそも16.4%という数字はどのように導かれたのか検証する必要があるのではないかというご質問をいただいている。そこで、負担率16.4%を採用するに至った経緯等を改めて説明したい。</p> <p>市街化区域の第1期、第2期、第3期事業は、負担率を40%として1㎡あたり328～488円の単位負担金額を設定した。平成11年度からの第4期事業を行うにあたり、改めて第3期事業を検証したところ、当初の見込みより大きく建設費が増加しており、第3期の単位負担金額は、実際にかかった1㎡あたりの事業費で計算すると、当初想定した負担率40%を乗じた</p>

	<p>額にさらに 41.6% を乗じた額になることがわかった。つまり、分母である工事費が増えた結果、実際の負担率が小さくなっていただけである。</p> <p>このため、当時の運営審議会において、第 4 期事業の負担率は第 3 期事業の実際の負担率と同程度とすることとし、1 m²あたりの事業費にまず 40% を乗じ、さらに先ほどの 41.6% を乗じることとした。その結果は 709 円となったが、端数を調整し単位負担金額 700 円を事務局案とし、700 円で答申を受けた。このときの負担率が結果として 16.4% であった。</p> <p>このような過去の経緯から、北秋津・上安松及び若松町地区においては、同じ市街化区域の整備である第 4 期事業で用いた 16.4% の負担率を採用したものである。</p> <p>第 3 期事業の検証の内容と負担率 16.4% に関する資料を用意したので、次の 2 ページ「別紙」をご覧いただきたい。この「別紙」の内容は、担当から改めて説明する。</p>
<p>下水道維持課副主幹</p>	<p>資料 3-1 の 2 ページ「別紙」について説明する。</p> <p>一番上の枠は、昭和 62 年の審議会において、第 3 期市街化区域の単位負担金額を算出した際の計算式である。当時は、負担率を 40% としていたので、事業費 45 億 7,383 万 8,000 円を面積 374 万 1,000 m² で割った 1 m² あたりの事業費 1,222 円に負担率 40% を乗じて単位負担金額 488 円を算出した。当時、第 3 期市街化区域までの事業においては、市と受益者の負担割合を 6 対 4 とし、負担率を 40% としていた。</p> <p>上から 2 番目の枠は、平成 11 年度からの第 4 期市街化区域の単位負担金額の算出にあたり第 3 期事業を検証した際の計算式である。第 3 期事業を見直したところ、工事費が嵩み、当初見込みの 45 億 7,383 万 8,000 円から 109 億 6,888 万 7,000 円に増えていたことが判明した。この 109 億 6,888 万 7,000 円を面積 374 万 1,000 m² で割り負担率 40% を乗じたところ、単位負担金額に相当する額は 1,172 円であったと判明した。第 3 期の単位負担金額 488 円は、この 1,172 円に対して 41.6% の割合であった。</p> <p>上から 3 番目の枠は、この検証を受けて第 4 期事業の単位負担金額を算出した際の計算式である。事業費 90 億 8,069 万 5,000 円を面積 212 万 8,000 m² で割った 1 m² あたりの事業費 4,267 円にまずは第 3 期までと同様に負担率 40% を乗じたところ 1,706 円となった。この 1,706 円に先ほどの第 3 期の単位負担金額の検証によって得られた割合 41.6% をさらに乗じると 709 円となり、端数 9 円を切り捨てた 700 円を事務局案とし、700 円で答申を受けた。この 700 円を 1 m² あたりの事業費 4,267 円で割り返した結果、16.4% という負担率が算出された。</p> <p>このため、今回の北秋津・上安松及び若松町地区の負担率は、第 4 期事業の負担率を踏襲して 16.4% としたものである。</p>
<p>会長</p>	<p>通し番号 1 に対し事務局から説明があったが、いかがか。</p>

委員	<p>当初の負担率は4割だったが、結果的に工事費が嵩み、負担金の額をなるべく変えないように負担率を計算したところ16.4%であった。そうなる、今後工事費が嵩むのか、競争入札によって下がるのか、今後の契約によって負担率16.4%という数値はいくらか動いてゆくのだろうか、受益者負担金の元になる建設費がいかに精査されたものであるかが今後のポイントになるという印象を受けた。</p>
会長	<p>他に質問や意見はあるか。</p>
委員	<p>第4期整備の頃と現在とでは、社会状況がかなり変化している。「10年後の世界・社会では、今の常識では測れないことが起きる」とよく言われるが、そのような中でコロナ禍となり社会を揺るがせた。以前の説明では、国庫補助はないとのことだったが、今、コロナ禍によって国が様々な施策を行っているので、今回の下水道整備事業にもそれが反映されてくるという期待感を持っていた。国に働きかけたとか、精査したとか、そういう経緯はないのか。</p>
下水道整備担当参事	<p>北秋津・上安松と若松町の下水道工事については、軒数が少ないということもあるが、国庫補助の対象となる流量を賄っていないので、国庫補助の対象にはならない。</p>
委員	<p>どれくらい足りなかったのか。</p>
下水道整備担当参事	<p>軒数でいうと23軒程度を背負ってくる管路が補助対象になるのだが、私道で距離が短く、背負ってくる軒数が少なかったので、補助対象とならなかった。</p>
会長	<p>続いて、通し番号2に対する回答について説明していただきたい。</p>
下水道維持課長	<p>※資料3-1の3ページに基づき、通し番号2の質問・意見とそれに対する回答について説明。</p>
会長	<p>通し番号2に対し事務局から説明があったが、いかがか。</p>
委員	<p>住民の懐事情を考えると、勤労者の平均賃金はほとんど変化していないのだが、資材や人件費等のコスト上昇により下水道の整備費用が平成11年度と比べて上がっているというのはやむを得ない事実である。負担率を同一にすることで公平性を担保するということは理解できた。</p>
会長	<p>続いて、通し番号3に対する回答について説明していただきたい。</p>

下水道維持課長	※資料 3-1 の 4 ページに基づき、通し番号 3 の質問・意見とそれに対する回答について説明。
会長	通し番号 3 に対し事務局から説明があったが、いかがか。
委員	<p>市街化区域にお住まいの方は、固定資産税と同時に都市計画税を徴収されていることが多い。都市計画税は、都市計画道路の整備や土地区画整理などの都市計画事業の財源として充てることができる目的税である。</p> <p>本件質問は、個別の事業にいくら投入されているかを求めたわけではない。今回、市街化区域になったことに合わせて下水道が整備されるわけだが、そこでは、現在議論している下水道整備単独事業と、土地区画整理事業の中で行われる下水道整備事業の 2 本立てで下水道整備が行われることになる。後者には都市計画税が投入できるので、「自分たちが納めた都市計画税が使われている」という納得感を持てるが、前者は都市計画事業ではなく都市計画税が投入されないので、税負担の公平感についてそれぞれの住民がどう思うのかが気になり、本件質問をした次第である。</p> <p>とはいえ、都市計画税の用途は目の前の事業だけでなく市域全体に渡っているのだから、そもそも税負担の公平感についての議論にならないのかもしれない。</p>
経営課長	<p>令和 3 年度の土地区画整理事業の対象区域については、北秋津・上安松、若松町地区のほか、上安松・下安松西、下安松東、三ヶ島工業団地周辺地区が対象になっている。対象事業費 9 億 3,398 万円に対し、都市計画税の充当額は 6 億 7,000 万円となっている。単体の区画整理事業に充当するわけではなく、全体事業費に対して充てているため、北秋津・上安松地区の事業に、都市計画税の充当割合を算出することは難しい状況である。</p>
下水道維持課副主幹	<p>先ほど、委員から下水道整備単独事業には都市計画税は充当されないというような話をいただいたが、今回の北秋津・上安松地区及び若松町地区については、事業認可を受け、都市計画事業として下水道整備事業を行うことになっているので、都市計画税は充当される予定である。</p> <p>したがって、今回市街化区域に編入され固定資産税と都市計画税が併せて徴収されることとなったが、土地区画整理事業の区域の方々、下水道整備事業の対象区域の方々の両方が、自分たちが納めた都市計画税が自分たちの下水道整備に使われているという納得感を得られると思う。</p>
委員	<p>本件下水道整備事業は都市計画事業としての認可を取って行う事業ということか。それなら理解できた。</p>
会長	<p>続いて、通し番号 4 に対する回答について説明していただきたい。</p>

下水道維持課長	※資料3-1の4ページに基づき、通し番号4の質問・意見とそれに対する回答について説明。
会長	通し番号4に対し事務局から説明があったが、いかがか。
委員	既に下水道に接続されている方にも受益者負担金が発生するということに対しては大いに疑問が生じられるので、住民への説明は丁寧にしていただきたい。
会長	他に質問や意見はあるか。
委員	共同や個人で私設の下水管を入れたところについて、市はその数を把握しているのか。
下水道維持課副主幹	例えば若松町においては、ほとんどの方が既に下水道に接続されているわけだが、当時、昭和54年頃から平成14年頃に下水道に接続するにあたって寄付金を納めた方がおられ、そのような方については市がリストを持っている。また、下水管についても、それが私設管か公設管かはわかっており、私設管の場合はそこに何軒が繋がっているのか1軒1軒調べて管の価値を算出し、それぞれいくらの減免になるかを精査し、お知らせしていく。
委員	以前配付した資料において、受益者負担金の対象区域を紫色に色分けしているが、この中にそのような方々があり、個別に対応するということが。
下水道維持課副主幹	それぞれの氏名や地番、いつ納めていただいたかという資料を持っているので、それに合わせて減免の処理を行っていく。
委員	以前の審議会において、布設替の場合は新設に比べて1.5倍の工事費がかかるとの説明があったが、布設替のお宅については1.5倍高く請求されるということはあるか。
下水道整備担当参事	工事費に差が生じても、受益者負担金の額は一律となる。
会長	続いて、通し番号5に対する回答について説明していただきたい。
下水道維持課長	※資料3-1の5ページに基づき、通し番号5の質問・意見とそれに対する回答について説明。
会長	通し番号5に対し事務局から説明があったが、いかがか。

委員	下水道排水設備指定工事店とは、所沢市内や近郊の工事店を紹介してもらえるとということか。例えば、親戚に工事をやる人がいれば、その人に頼んでも大丈夫か。
下水道維持課副主幹	その親戚の方が指定工事店であれば、近隣以外や市外でも頼んでいただいてよいが、指定工事店以外の業者に頼んでいただくことはできない。
委員	指定工事店とはどういう工事店か。
下水道維持課副主幹	講習を受け、市に登録している業者のことである。
会長	<p>これで、通し番号5までの説明が終わった。6番以降については、議事(2)で取り上げる。</p> <p>本日の会議で単位負担金額を決定し、次回会議で答申書を提出したいと考える。これまでの説明で、単位負担金額については費用負担の公平性や物価上昇分を加味して1㎡あたり900円でどうかという説明を受けている。今回「質問・意見書」を提出されなかった委員にも、本日までの議論を踏まえた上でどうお考えか伺いたい。</p>
委員	これまでの様々な議論や、本日の様々な質問や回答を通じて、単位負担金額が適正であるということは委員として納得している。ただし、今回のように説明されないと理解が難しい内容であるので、今後、住民が実際に受益者負担金を支払うことになったときには、わかりやすい説明が必要である。また、下水道に接続するために何が必要かは住民にはわかりにくいと思われるので、住民からの相談に乗ったり、標準的な事例や仕様を示すなどして、住民が工事を発注しやすくなるような材料を提供していただきたい。
委員	今日、負担率16.4%の公平性について詳しい説明を受けたので、前回よりも納得することができた。他市等よりも所沢市の負担率が低いということや、人件費や資材費が上がっていることと併せて説明すると、住民は納得しやすいと思う。
委員	本日、他の委員からの質問があり、前回以上に詳しい説明を受けたので、妥当な案であると考えている。今後、市議会や住民説明会で説明することになるが、この審議会で出た質問以上に鋭い質問や意見が出ると思うので、皆さんが納得できるような説明をしたうえで進めていただきたい。
会長	負担率や単位負担金額について、これ以外に質問や意見はあるか。
委員	今後想定される問題を懸念しており、いくつかお尋ねしたい。一つは、

<p>下水道維持課副主幹</p>	<p>公告の時期はいつか。議会をってからか。</p> <p>今後のスケジュールについて説明する。来年の2月に答申書の受渡しがあり、6月議会に単位負担金額を提案する。議会の議決が得られたら、9月下旬に住民説明会のご案内や受益者負担金のパンフレットを対象となる住民に郵送する。10月に住民説明会、11月に申告書の受付を行い、令和5年4月1日付けで受益者負担金の決定通知を受益者の方に郵送する。納付期間は令和5年6月から5年間となる。また、負担区の公告は令和5年4月1日付けで行う。</p>
<p>委員</p>	<p>もう一つは、若松町では土地区画整理事業で新たに150戸程度の戸建て住宅ができる。ここは土地区画整理地内なので、受益者負担金の賦課対象にはならないという説明を受けたが、土地区画整理地外の受益者負担金に相当する負担はどこに組み込まれているのか。</p>
<p>下水道維持課副主幹</p>	<p>土地区画整理地内においては、土地区画整理事業の中で住宅の分譲が行われるので、下水道の整備にかかる負担については、減歩や清算金の中に含まれている。なお、今回議論している下水道整備事業については、土地区画整理地外が対象である。</p>
<p>委員</p>	<p>従来から住んでいる方と新たに入ってきて来られる方が分断されるようなことを懸念している。住民説明会でもそのような説明をしていただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>他に質問や意見はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>16.4%という負担率が強調されているが、資料3-1の2ページを見ると、事業費が膨らむと実際の負担率は下がり、コスト削減を図ると実際の負担率は上がることになるので、計画通りに事業を執行するよう努めていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>地域の方と話したとき、単位負担金額が何円、負担率が何パーセントという話では正直なところ妥当性がわからないと言われたが、一坪当たりの数値に直して説明すると、非常に納得していただけた。</p>
<p>会長</p>	<p>ここまで、特に負担「率」と単位負担金「額」について、そして、負担率の根拠や単位負担金額の妥当性についても意見をいただいた。また、費用負担の公平性と負担率16.4%の考え方について住民に理解いただけるよう丁寧に説明していただきたいという意見があった。</p> <p>これらの経緯を踏まえ、北秋津・上安松及び若松町地区における受益者負担金の単位負担金額については、1㎡あたり900円としてよろしいか。</p>

各委員	(異議なし)
会長	議事(1)については承認されたので、次回第4回会議において答申書の案を提示するので、それを基に議論したうえで正式な答申書を出したい。
	(2)その他
会長	議事(2)について、通し番号6に対する回答について説明していただきたい。
給水管理課長	※資料3-1の5ページに基づき、通し番号6の質問・意見とそれに対する回答について説明。 併せて、水質検査項目が11項目であるペットボトル飲料水よりも水道水の検査の方が厳しいことを説明。
会長	通し番号6に対し事務局から説明があったが、いかがか。
委員	水道水を消毒するためには薬品を使っていると思うが、何を使っているのか。
給水管理課長	水道法でも定められているが、次亜塩素酸ナトリウムという溶液を注入して塩素消毒をしている。井戸からの取水についても、深井戸ではあるが塩素消毒をしている。
委員	次亜塩素酸ナトリウムについては、何%使っているのか。
給水管理課副主幹	次亜塩素酸ナトリウム溶液自体は12%のものを使っている。水の中に注入している塩素の量は、1mg/Lという設定で注入している。
会長	続いて、通し番号7以降に対する回答について説明していただきたい。
経営課長	※資料3-1の6ページに基づき、通し番号7~15の質問・意見とそれに対する回答を説明。
会長	通し番号7~15に対し事務局から説明があったが、いかがか。
委員	通し番号7については、会議での説明を受けた中で納得できた旨を記入した。通し番号8~15については、至ってマイナス面がなかったため、エールを送るような内容として提出したものである。

会長	以上で本日予定している議事は終了したが、何か質問や意見はあるか。
各委員	(特になし)
会長	それでは、事務局から今後の予定等について説明していただきたい。
経営課主幹	<p>次回会議の開催日時は令和4年2月3日午後2時からである。</p> <p>まず、「北秋津・上安松及び若松町地区の受益者負担金に係る単位負担金額の設定」については、答申書の確認と受け渡しを行っていただく。</p> <p>次に、「令和2年度所沢市上下水道局施策事業の進捗状況」については、評価書の確認と受け渡しを行っていただく。</p> <p>答申書については、その案を次回審議会前に各委員に送付するので、何か不明な点や意見等があれば事務局まで連絡をいただきたい。</p>
会長	答申書には、今回審議した負担率と単位負担金額を記載すると思うが、それ以外に、各委員から出された意見や要望等を記載するものなのか。
上下水道局長	答申書には附帯意見を書くことができる。単位負担金額が妥当であるという内容の他に、住民に丁寧な説明をしてほしいとか、各委員の意見も加味した内容の答申書の案を作成するので、内容を確認のうえご審議いただきたい。
会長	<p>会長として、各委員からの意見を附帯意見として記載し、各委員の総意に基づいた答申ができればと思うので、ご配慮願いたい。</p> <p>それでは、本日の議事は全て終了したので、進行を事務局にお返しする。</p>
副会長	<p>4. 閉会（事務局により進行）</p> <p>閉会挨拶</p>